

富山県議会委員会条例をここに公布する。

富山県議会委員会条例

(常任委員会の設置)

第1条 議会に常任委員会を置く。

(常任委員会の名称、委員の定数及び所管並びに常任委員の任期)

第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。

(1) 経営企画委員会 8人

- ア 知事政策局の所管に関する事項
- イ 危機管理局の所管に関する事項
- ウ 経営管理部の所管に関する事項
- エ 出納局の所管に関する事項
- オ 人事委員会の所管に関する事項
- カ 監査委員の所管に関する事項
- キ 他の常任委員会の所管に属しない事項

(2) 教育警務委員会 8人

- ア 教育委員会の所管に関する事項
- イ 公安委員会の所管に関する事項

(3) 厚生環境委員会 8人

- ア 厚生部の所管に関する事項
- イ 生活環境文化部の所管に関する事項

(4) 地方創生産業委員会 8人

- ア 地方創生局の所管に関する事項
- イ 交通政策局の所管に関する事項
- ウ 商工労働部の所管に関する事項
- エ 選挙管理委員会の所管に関する事項
- オ 労働委員会の所管に関する事項

(5) 県土整備農林水産委員会 8人

- ア 農林水産部の所管に関する事項
- イ 土木部の所管に関する事項
- ウ 企業局の所管に関する事項
- エ 海区漁業調整委員会の所管に関する事項
- オ 内水面漁場管理委員会の所管に関する事項
- カ 収用委員会の所管に関する事項

2 常任委員は、議員の任期中在任する。

(昭32条例33・昭35条例46・昭36条例1・昭37条例22・昭41条例47・昭45条例54・昭49条例30・昭51条例29・昭54条例26・昭56条例1・昭58条例44・昭61条例37・平6条例32・平7条例30・平9条例33・平11条例37・平13条例35・平16条例64・平17条例94・平18条例37・平19条例35・平19条例38・平21条例23・平24条例94・平29条例25・平31条例27・令元条例30・令3条例43・令4条例34・一部改正)

(議会運営委員会の設置)

第2条の2 議会に議会運営委員会を置く。

2 議会運営委員会の委員の定数は、8人とする。

3 議会運営委員は、議員の任期中在任する。

(平3条例30・追加、平15条例35・平19条例38・平24条例94・一部改正)

(特別委員会の設置)

第3条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。

2 特別委員会の委員の定数は、議会の議決で定める。

3 特別委員は、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

(平19条例35・平24条例94・一部改正)

(委員の選任)

第4条 常任委員、議会運営委員及び特別委員(以下「委員」という。)は、議長が会議に諮つて指名する。ただし、議会の閉会中においては、議長が指名することができる。

2 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。

3 議長は、常任委員の申出があるときは、会議に諮つて当該委員の委員会の所属を変更することができる。ただし、議会の閉会中においては、議長が変更することができる。

4 第1項ただし書の規定により委員を指名したとき及び前項ただし書の規定により委員の所属を変更したときは、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

(平3条例30・平19条例35・平24条例94・一部改正)

(委員長及び副委員長)

第5条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。

3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(平3条例30・平24条例94・一部改正)

(委員長の議事整理及び秩序保持権)

第6条 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

(委員長の職務代行)

第7条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。

2 委員長及び副委員長にともに事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行う。

3 第10条第2項の規定により招集された委員会における委員長の互選に関する職務は、年長の委員が行う。

(平19条例35・令5条例22・一部改正)

(委員長及び副委員長の辞任)

第8条 委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。

(平24条例94・全改)

(議会運営委員及び特別委員の辞任)

第9条 議会運営委員及び特別委員が辞任しようとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、議会の閉会中においては、議長の許可を得て辞任することができる。

2 前項ただし書の規定により議会運営委員及び特別委員の辞任を許可したときは、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

(平3条例30・平19条例35・一部改正)

(招集)

第10条 委員会は、委員長が招集する。

2 第4条第1項の規定により委員が選任された後、最初に招集すべき委員会は、前項の規定にかかわらず、議長が招集する。

3 委員の定数の3分の1以上の者から審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があつたときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。

(平19条例35・平24条例94・令5条例22・一部改正)

(委員会の開会方法の特例)

第10条の2 委員長は、重大な感染症のまん延、大規模な災害の発生その他やむを得ない事由により委員が委員会の開会場所に参集することが困難な場合であつて、適切かつ効果的な委員会の運営のために必要があると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンラインの方法」という。)を活用して委員会を開会することができる。

2 前項の場合において、オンラインの方法により委員会に出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

3 前項の許可を得てオンラインの方法により委員会に出席した委員は、次条、第12条第1項及び第25条の出席委員とする。

4 第1項及び第2項の委員に係る規定は、委員でない議員であつて、富山県議会会議規則(昭和32年富山県議会規則第1号。以下「会議規則」という。)第67条又は第90条第1項の規定により委員会において発言する議員に準用する。

5 オンラインの方法を活用して開会する委員会における表決の方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

(令5条例22・追加、令6条例44・一部改正)

(定足数)

第11条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第13条の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

(令5条例22・一部改正)

(表決)

第12条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わることができない。

(委員長及び委員の除斥)

第13条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があつたときは、会議に出席し、発言することができる。

(委員会の公開等)

第14条 委員会は、原則として公開する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

(平24条例94・令4条例34・一部改正)

(秘密会)

第15条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。ただし、オンラインの方法を活用して開会する委員会は、秘密会とすることができない。

(令5条例22・一部改正)

(出席説明の要求)

第16条 委員会は、審査又は調査のため、知事、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長、公安委員会の委員長、労働委員会の委員及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

(平12条例32・平16条例64・平27条例42・一部改正)

(議事妨害及び離席の禁止)

第17条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

2 委員は、会議中みだりに離席してはならない。

(平19条例35・一部改正)

(秩序保持に関する措置)

第18条 委員会において地方自治法(昭和22年法律第67号)、会議規則又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長は、これを制止し、又は発言を取り消させることができる。

2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終わるまで発言を禁止し、又は退場させることができる。

3 委員長は、委員会が騒然として整理することが困難であると認めるときは、委員会を閉じ、又は中止することができる。

(平24条例94・一部改正)

(公聴会開催の手續)

第19条 委員会は、公聴会を開こうとするときは、議長の承認を得なければならない。

2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(平19条例35・平24条例94・一部改正)

(意見を述べようとする者の申出)

第20条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否をその委員会に申し出なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、議長が定めるところにより、電子情報処理組織(委員会の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第24条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。

(令6条例44・一部改正)

(公述人の決定)

第21条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者のうちから、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者のうちに、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(平19条例35・平24条例94・一部改正)

(公述人の発言)

第22条 公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

2 前項の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(平19条例35・平24条例94・一部改正)

(委員と公述人の質疑)

第23条 委員は、公述人に対し質疑することができる。

2 公述人は、委員に対し質疑をすることができない。

(代理人又は文書等による意見の陳述)

第24条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

(令6条例44・一部改正)

(参考人)

第24条の2 委員会は、審査又は調査のため必要があると認めるときは、参考人の出席(オンラインの方法による出席を含む。以下同じ。)を求め、その意見を聴くことができる。

2 委員会が参考人の出席を求めようとするときは、議長を経なければならない。

3 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

4 前3条の規定は、参考人について準用する。

(平3条例30・追加、平24条例94・令5条例22・一部改正)

(記録)

第25条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は記名押印しなければならない。

2 前項の記録は、議長が保管する。

(会議規則との関係)

第26条 この条例に定めるもののほか、委員会に関しては、会議規則の定めるところによる。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 富山県議会委員会条例(昭和22年富山県条例第8号)は、廃止する。

附 則(昭和32年条例第33号)

この条例は、昭和32年7月1日から施行する。

附 則(昭和35年条例第46号)

1 この条例は、昭和36年1月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に経済委員会に所属する委員は商工労働委員会の委員に、農地農林委員会に所属する委員は農地農林水産委員会の委員に選任されたものとみなす。

附 則(昭和36年条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和36年1月1日から適用する。

附 則(昭和37年条例第22号)

この条例は、富山県部設置条例の一部を改正する条例の施行の日から施行する。

附 則(昭和41年条例第47号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和45年条例第54号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和49年条例第30号)

1 この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際、現に総務公害委員会に所属する委員は、総務環境委員会の委員に選任されたものとみなす。

附 則(昭和51年条例第29号)

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則(昭和54年条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和56年条例第1号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例施行の際現に次の表の左欄に掲げる委員会の委員長、副委員長又は委員である者は、同表の右欄に掲げる委員会の委員長、副委員長又は委員に選任されたものとみなす。

総務環境委員会	総務環境委員会
建設委員会	建設企業委員会
農地農林水産委員会	農林水産委員会

3 この条例施行の際現に総務環境委員会で審査中の事件のうち企業局の所管に関する事項を除く事件については総務環境委員会に、総務環境委員会で審査中の事件のうち企業局の所管に関する事項に係るもの及び建設委員会で審査中の事件については建設企業委員会に、農地農林水産委員会で審査中の事件については農林水産委員会に付議されたものとみなす。

附 則(昭和58年条例第44号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和61年条例第37号)

1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

- 2 この条例の施行の際現に総務環境委員会の委員長、副委員長又は委員である者は、総務企画委員会の委員長、副委員長又は委員に選任されたものとみなす。

附 則(平成3年条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年条例第32号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に総務企画委員会の委員長、副委員長又は委員である者は、総務企画環境委員会の委員長、副委員長又は委員に選任された者とみなす。

- 3 この条例の施行の際現に総務企画委員会で審査中の事件については総務企画環境委員会に、農林水産委員会で審査中の事件については農林水産委員会に付議されたものとみなす。

附 則(平成7年条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年条例第33号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の富山県議会委員会条例の規定は、平成9年4月1日から適用する。

附 則(平成11年条例第37号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年条例第32号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年条例第35号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の条例の規定に基づき選挙又は選任された総務企画委員会の委員長、副委員長又は委員は、この条例の施行の日に、この条例による改正後の条例の規定に基づき選挙又は選任された経営企画委員会の委員長、副委員長又は委員とみなす。

- 3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の条例の規定により総務企画委員会において審査中の事件は、この条例の施行の日に、この条例による改正後の条例の規定によりその事件を所管することとなる常任委員会に、付議されたものとみなす。

附 則(平成15年条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年条例第64号)

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第94号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の富山県議会委員会条例の規定により経営企画委員会、厚生環境委員会及び建設企業委員会において審査中の事件は、この条例の施行の日に、この条例による改正後の富山県議会委員会条例の規定によりその事件を所管することとなる常任委員会に付議されたものとみなす。

附 則(平成18年条例第37号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の富山県議会委員会条例の規定により教育警務委員会及び厚生環境委員会において審査中の事件は、この条例の施行の日に、この条例による改正後の富山県議会委員会条例の規定によりその事件を所管することとなる常任委員会に付議されたものとみなす。

附 則(平成19年条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1号ウの改正規定は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年条例第38号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年条例第23号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の富山県議会委員会条例の規定により経済建設委員会において審査中の事件は、この条例の施行の日に、この条例による改正後の富山県議会委員会条例の規定によりその事件を所管することとなる常任委員会に付議されたものとみなす。

附 則(平成24年条例第94号)

(施行期日)

1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)附則第1条ただし書の規定の施行の日から施行する。

(施行の日＝平成25年3月1日)

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の富山県議会委員会条例の規定により選挙された常任委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長は、この条例の施行の日に、この条例による改正後の富山県議会委員会条例の規定により互選された常任委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長とみなす。

附 則(平成27年条例第42号)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の場合においては、この条例による改正後の第16条の規定は適用せず、この条例による改正前の第16条の規定は、なおその効力を有する。

附 則(平成29年条例第25号)

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の富山県議会委員会条例の規定により厚生環境委員会及び経済建設委員会において審査中の事件は、この条例の施行の日に、この条例による改正後の富山県議会委員会条例の規定によりその事件を所管することとなる常任委員会に付議されたものとみなす。

附 則(平成31年条例第27号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年条例第43号)

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に次の表の左欄に掲げる委員会の委員又は委員長若しくは副委員長である者は、同表の右欄に掲げる委員会の委員に指名され、又は委員長若しくは副委員長に互選されたものとみなす。

県土整備観光委員会	地方創生産業委員会
経済産業委員会	県土整備農林水産委員会

3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の富山県議会委員会条例の規定によりその所管する常任委員会において審査中の事件は、この条例の施行の日に、この条例による改正後の富山県議会委員会条例の規定によりその事件を所管することとなる常任委員会に付議されたものとみなす。

附 則(令和4年条例第34号)

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の富山県議会委員会条例の規定により地方創生産業委員会において審査中の事件は、この条例の施行の日に、この条例による改正後の富山県議会委員会条例の規定によりその事件を所管することとなる厚生環境委員会に付議されたものとみなす。

附 則(令和5年条例第22号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年条例第44号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。